

報告第10号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告する。

専決処分第3号

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定め和解することについて、「地方自治法第180条第1項の規定による議会の委任による専決処分事項の指定」に基づき、次のとおり専決処分する。

令和5年6月12日

幕別町長 飯田 晴義

損害賠償の額を定め和解することについて

幕別町は、次により損害を賠償し、和解するものとする。

1 理由

令和5年1月12日午前9時30分頃、幕別町字新川93番地付近の国道38号線上において、町職員が運転する公用車が豊頃方面から幕別方面へ向かい、町道新川13線に入るため右折しようとしたところ、追い越しをかけてきた後方車両と衝突し、公用車の運転席側フロント部分と相手方車両のフロントバンパー及び助手席側車両側面に物的損害が生じたため、過失割合（町45%、相手方55%）により計算した額を損害賠償として相手方に支払い、和解するものである。

2 損害賠償額

288,130円

3 損害賠償及び和解の相手方

豊頃町在住の方

4 損害賠償及び和解の内容

損害賠償として相手方に支払う額は、車両修復費とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申立てを行わないものとする。